令和８年度美咲町職員採用候補者試験（３次募集）実施要領

令和８年度美咲町職員採用候補者試験（３次募集）を下記のとおり実施する。

１．試験区分及び採用予定人員

調　　理　　師　　　　若　干　名

２．受験資格

（１）次の区分に当てはまる者とする。

ア　昭和４７年４月２日以降に生まれた者で、調理師免許を有する者

イ　調理師免許取得後、調理師としての職務経験が令和９年１月１日現在で３年以上ある者

（注）合格した場合は、職務経験を証明する勤務先の証明書を提出すること。

（２）次の各号のいずれかに該当する者は、上記に該当するものであっても受験できない。

ア　日本国籍を有しない者

イ　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条各号の１に該当する者

３．試験の方法

試験は、第１次試験のみとし、受験者全員に筆記試験と面接試験を実施する。（２次試験はありません。）

（１）筆記試験

ア　業務適性検査

現場での作業や実務を、迅速かつ正確に行う能力を測定する検査を行う。

イ　職場適応性検査

職場における対人関係や職場生活における適応性を測定する検査を行う。

（２）面接試験

主として人物について面接を行う。

４．試験の期日、時間及び場所

（１）試験の期日等

筆記試験　令和８年１２月２１日（月曜日）

試験開始　　午後２時３０分

受　　付　　午後２時００分～午後２時２０分まで

（受付時間に遅刻の場合は受験できない。）

面接試験　令和９年１月上旬頃

※面接試験の日時は、応募締め切り後、受験者に郵送で個別に通知する。

（２）試験場所

美咲町役場　　美咲町原田２１４４番地１

５．合格者の発表

令和９年１月下旬に美咲町役場掲示場に掲示及び美咲町ホームページに掲載するとともに、結果通知を郵送する。

（裏面あり）

６．採用及び採用後の給与

（１）採用

ア　合格者は合格決定後直ちに成績順に採用候補者名簿に登載する。

イ　採用はおおむね令和９年４月１日以降で任命権者が必要に応じて決定する。
したがって、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合もある。

ウ　採用候補者名簿の有効期間は、名簿登載の日から原則として１年とする。

（２）給与

美咲町職員の給与に関する条例により支給する。
初任給　月額 198,200 円から
（職歴等により給料月額が増減する場合があります。）

７．受験手続

受験の申込みは、令和８年１０月２６日（月）から同年１１月２０日（金）（月曜日から金曜日、午前８時３０分から午後５時まで）までに、美咲町役場総務課に美咲町職員採用候補者試験受験申込書（所定のもの）を提出すること。

なお、申込みの際には、調理師免許証の写しを添付すること。

また、申込書とは別に受験票用写真（縦 4.5cm 横 3.5cm・１枚）を提出すること。受験票用写真の裏面には氏名を記載すること。

郵送での申込みは､令和８年１１月２０日（金）までの消印のあるものを有効とする。

郵送の場合、受験票用の写真（縦 4.5cm 横 3.5cm・１枚）を同封すること。

８．その他

（１）美咲町職員採用候補者試験受験申込書は、美咲町役場総務課及び旭・柵原各総合支所地域振興課で交付する。

ホームページから申込書を印刷する際には、必ずＡ３サイズで印刷すること。

（２）美咲町では、応募者の皆様が安心して試験に臨めるよう、ハラスメント行為の防止を徹底している。万一、不適切な言動等を受けた場合は、総務課まで相談すること。（秘密厳守・選考に影響しません。）

（３）令和８年１２月２５日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う。採用選考過程において、申込書や誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する。この結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用しないこととする。

（４）美咲町職員採用候補者試験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがある。

（５）不明な点は、美咲町役場 総務課 電話（０８６８）６６－１１１１に問い合わせください。